

○財務省告示第三百八十〇号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十一月三十日

財務大臣 藤井 裕久

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・八〇トン
四	一九、八八五トン
五	七九二トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
一二三トン	四八〇トン	八、三九三トン	七八、一一三トン	七、七七四トン	四四二トン	三三三、一一六トン	八九九、八四二トン	二、八八二、二〇一トン	三九、一八三トン	二〇六トン	三、五八四トン	二一、一〇二トン	〇・三三三トン	四・〇八トン	六トン

二九	四〇九トン
二八	一トン
二七	五、四〇四トン
二六	三、二一四トン
二五	〇トン
二四	一一トン
二三	三、三四四トン
二二	三四七トン
二一	一三、四四一トン